

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 徳島国民年金 事案684

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年4月まで

私は、国民年金加入期間において、保険料納付が困難な時期は免除を申請し、後から保険料を追納してきたので、全ての期間の保険料を納付している。

申立期間が申請免除期間とされ、保険料納付済期間となっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において未納期間は無い上、国民年金保険料免除期間に係る保険料を、申立期間を除き全て追納していることなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、申立人は、「国民年金に加入した後、経済的に厳しくなり、保険料の免除申請をしていた時期もあったが、将来の年金のため、免除期間の保険料については、追納期限が来る前にそのときの経済状況に応じて、数か月分、あるいは数年分をまとめて納付していた。特に、昭和の終わり頃からA事業所で働くようになってからは、収入が多くなったので、その頃から保険料を納付するにも十分な余裕ができた。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、i) 申立期間前後の期間の保険料の追納状況を確認したところ、申立人の供述と符合すること、ii) 申立期間以後の平成元年4月から11年6月に厚生年金保険の被保険者となるまでの期間の国民年金保険料については、11年2月分の保険料を除いて全て現年度納付していることが確認でき、当該現年度納付を開始した当時、申立期間の保

険料は追納することが可能である上、申立人の追納状況等を踏まえると、現年度保険料に先立ち、納付期限が到来する申立期間の保険料を優先して納付したものと考えるのが自然であることなど、申立人の主張に不自然さは無い。

一方、申立期間のうちの昭和56年4月の国民年金保険料については、オンライン記録等によれば、申立人は、申立期間直後の同年5月から61年3月までの保険料について、時効に抵触せず納付することが可能な平成3年5月に追納していることが確認でき、当該時点において、昭和56年4月の保険料は時効により納付することはできない上、申立人の全ての追納状況を確認したところ、前述の期間を除いて、i) 4月から翌年3月までの年度分の保険料、ii) 4月から9月までの期間及び10月から翌年3月までの半年度分の保険料を定型的に追納していることなどから判断すると、申立期間のうちの56年4月の保険料については、時効により追納できなかったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和29年6月15日）及び資格取得日（昭和32年2月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月15日から32年2月10日まで

私は、A事業所に勤務していた当時、長期間休んだことも無く、途中で退社したことも無かったにもかかわらず、勤務途中の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所(当時)の記録では、A事業所において昭和26年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年6月15日に資格を喪失後、32年2月10日に同事業所において再度資格を取得しており、29年6月15日から32年2月10日までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚等の供述、及び申立人が所持するA事業所が申立期間当時に発行したものと推認される給与明細書等から判断すると、申立人が申立期間において、申立事業所に継続して勤務していたものと推認される。

また、申立人が、申立期間を通じての同僚であり、同じ社宅に住み業務内容も同じであったと記憶するB氏(故人)について、同氏の妻へ照会した結果、申立人の供述どおりの回答が得られたところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等によれば、同氏は申立期間の前後を通じて厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる上、

被保険者名簿等において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる他の同僚は、「申立人は、私が退社する昭和32年8月まで、申立期間を通じて私の助手として変わりなく勤務していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和29年5月の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年6月から32年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月26日から同年4月1日まで

私は、A事業所にB業務員として平成3年3月末日まで在籍していた。

また、私が所持する同社発行の申立期間に係る平成3年3月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所において、申立期間を有給休暇とした上で平成3年3月末日まで在籍していた旨供述しているところ、同事業所は、「当社では、退職時点で有給休暇が残っており、その消化（使用）を希望する申出があれば認めることとしており、実際にそうした社員もいる。当時の資料は残っていないが、申立人が、退職の際に有給休暇を使用し、月末まで在籍していたとのことであれば、そのとおりであったと思われる。月末まで在職していたのであれば、申立人の資格喪失日は平成3年3月26日ではなく、同年4月1日として手続すべきであった。」と回答していることなどから判断すると、申立人が申立期間において、同事業所に在籍していたことが推認される。

また、申立人が所持する申立事業所発行の平成3年3月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、申立事業所は、「当社では、原則として、申立期間当時から厚生年金保険料

を当月控除しており、平成3年3月分の給与から控除している厚生年金保険料は、同年3月分（申立期間）の保険料であると思われる。」と回答していることから判断すると、当該保険料は、申立期間に係る厚生年金保険料であると推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成3年3月分の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険の被保険者記録における資格喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である平成3年3月26日となっており、離職日は同じであることから社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島厚生年金 事案752

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和35年4月にA事業所（社員養成所）に入社し、平成15年2月に退職するまで、同社に継続して勤務していた。

申立期間は同社社員養成所（B市区町村）から同社C支店に異動した時期であり、厚生年金保険の空白期間（未加入期間）が生じるはずがない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在籍証明書及び同社への照会結果並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間の前後を通じて同社に継続して勤務し（A事業所（社員養成所）から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立事業所は、「当時の関連資料が残っていないため正確なところは確認できないが、当社は、基本的に1日付けの人事異動を行っているため、申立人の異動日も昭和36年3月1日であったと推測される。」と回答しているところ、当時の同僚も、A事業所社員養成所から同社C支店に異動したのは昭和36年3月1日付けであったと供述していることから判断すると、同年3月1日とすることが妥当である。



また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和36年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が昭和36年3月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から55年3月まで

最初、申立期間は未加入であったが、A市区町村役場（現在は、B市区町村）の通知で特例納付のを知り、役場で職員に確認し、未納期間を特例納付で納めたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「納付した保険料は、数万円ぐらいだったと思う。保険料が安すぎると思ったので役場の職員に確認したが、数万円で未納期間も納付できるとのことだった。通常の保険料より安くなるのだなどの認識であった。」と主張しているが、申立期間の保険料を特例納付等で納付した場合、約29万円が必要であることから、その主張する保険料と申立期間の保険料は大きく相違している上、申立人から特例納付等に必要な保険料を納付したことをうかがわせる供述は得られない。

また、申立期間当時に実施されていた第三回特例納付において納付できる期間は昭和36年4月から53年3月までであり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち、53年4月から55年3月までの期間は、過年度納付となるが、申立人は、「申立期間の保険料は、全て特例納付で納付した。過年度納付で納付したことはない。」としており、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案753

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月6日から39年2月1日まで  
② 昭和41年4月1日から47年7月30日まで

申立期間①については、A事業所に昭和38年10月6日から勤務していたのにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が39年2月1日となっている。

また、申立期間②については、B事業所C出張所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間①及び②について、納得できないので調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、二人から回答が得られたが、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険番号12番（資格取得日は昭和38年6月1日）から健康保険番号\*番（申立人の番号の1つ前の番号）までの記録に申立人の氏名は無い。

2 申立期間②について、申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断

すると、期間の特定はできないものの、申立人がB事業所C出張所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B事業所は、「申立人に係る資料が無く、申立人の入退社の時期、厚生年金保険被保険者の資格の得喪及び保険料控除等については不明である。」と回答しており、申立人のB事業所C出張所における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除等について確認できる関連資料等は得られない。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録の確認できる者に照会したところ、8人から回答が得られたが、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、健康保険番号160番（資格取得日は昭和40年11月18日）から健康保険番号205番（資格取得日は昭和47年9月1日）までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。